

平成29年度 匠瑛市人・農地プランの方針

1 匠瑛市人・農地プラン

高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加といった、匠瑛市農業の抱える「人と農地」の問題解決に向けた話し合い（合意形成）を基礎として、匠瑛市全体を1つの地域として作成したプランです。

今後の中心となる経営体や近い将来の農地の出し手等について定めています。

2 メリットについて

プランの「中心経営体」として位置付けられると……

- ・スーパーL資金の金利負担軽減措置の対象
- ・経営体育成支援事業の助成対象
- ・農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付対象
- ・中間管理機構の活用

とされます。その他にも資金借入の円滑化や、補助事業実施の際の要件等とされることもあります。

3 本検討会の趣旨

農業者の営農意向や集落の合意形成を経て市が作成した「プラン素案」を基に、今後の中心となる経営体等についてご検討いただきます。

4 平成29年度プラン更新方針

アンケート調査の実施により更新した平成27年度プランを基に、下記5の(1) 今後の中心となる経営体の追加、修正等を行いました。

5 プラン記載事項

(1) 今後の中心となる経営体

- ①認定農業者、②認定新規就農者、③資金制度利用者、④営農意向：経営規模拡大

(2) 近い将来の農地の出し手

- (1)の中心経営体に位置付けられなかった者で
- ①営農意向：規模縮小、②営農意向：廃業

(3) その他農業者

- (1)の中心経営体及び(2)の農地の出し手に位置付けられなかった者で
- ①営農意向：現状維持、②営農意向：わからない 等

(4) 中心経営体から見た地域における担い手の確保状況

(5) 将来の農地利用のあり方

(6) 農地利用のあり方についての農地中間管理機構の活用方針

(7) 今後の地域農業のあり方

6 その他

プラン策定の流れ

